

～マイナ保険証をお持ちでない調布市国民健康保険に加入されている方へ～ 資格確認書をお送りします

● 資格確認書とは

令和6年12月2日から、健康保険証や高齢受給者証の交付を終了し、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行したことに伴い、マイナ保険証をお持ちでない方には、ご自身の資格情報を確認するための「資格確認書」をお送りしています。

資格確認書は、従来の保険証と同じように、医療機関等に提示することで保険診療を受けることが可能です。

● どうして送られてきたの

市から交付したお手元の健康保険証、高齢受給者証、資格確認書が有効期限を迎えるため、下記に該当されている方にお送りしています。

- ・ 令和7年6月17日時点で調布市国民健康保険に加入されている方(※)
かつ
- ・ 令和7年5月30日時点でマイナ保険証の利用登録をされていない方

※令和7年6月18日以降に国民健康保険をやめる手続きをされた方は、行き違いでこの通知が届く場合があります。その場合は恐れ入りますが、破棄していただきますようお願いいたします。

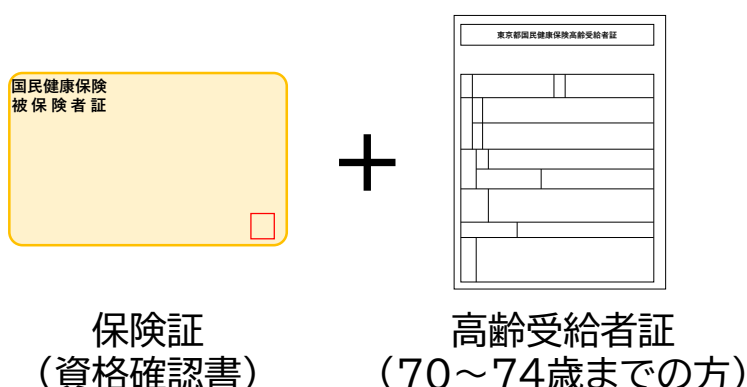
なお、国民健康保険をやめる手続きは自動的に行われません。既に会社の健康保険等に加わっている場合も、必ずご自身で国民健康保険をやめる手続きが必要です。手続きの詳細はP4をご確認ください。

● 令和7年8月1日以降は、お送りした資格確認書をご利用ください

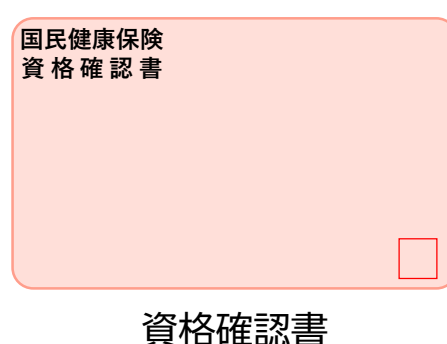
お送りした資格確認書は、令和7年8月1日から有効です。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、お送りした資格確認書をご利用ください。

令和7年7月31日までは、現在お持ちの保険証・高齢受給者証・資格確認書をご利用ください。令和7年8月1日以降の有効期限が記載されている保険証をお持ちの方も、令和7年8月1日以降は今回お送りした資格確認書をご利用ください。

【令和7年7月31日までの受診方法】



【令和7年8月1日からの受診方法】



資格確認書について

お送りした資格確認書は令和7年8月1日から利用できます。

令和7年8月1日以降に医療機関等を受診する際は、お送りした資格確認書を受付に提示してください。

◆ 現在有効な保険証, 高齢受給者証, 資格確認書をお持ちの方

令和7年7月31日までは、現在お持ちの保険証, 高齢受給者証, 資格確認書をご利用ください。

令和7年8月1日以降は、お送りした資格確認書をご利用ください。

有効期限が令和7年8月1日以降の保険証をお持ちの方も, 令和7年8月1日以降は, お送りした資格確認書をご利用ください。

◆ 更新の時期が変わります

従来の保険証は2年に1度の更新(10月更新)でしたが、制度改正に伴い、資格確認書は1年に1度(8月更新)に変更となります。

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書の有効期限が切れる前に新しい資格確認書をお送りします。

◆ 資格確認書の交付について

券面情報(住所, 氏名, 世帯主氏名, 負担割合等)に変更が生じた場合は、変更内容を反映した資格確認書を世帯主宛にお送りします。

資格確認書を紛失, 汚損したときは、再発行手続きが必要です。顔写真付き本人確認書類をご持参のうえ窓口までお越しいただくか、お電話にて郵送交付を受け付けています。

70～74歳の方へ

- 70～74歳の方の資格確認書には、自己負担割合が記載されています。従来発行されていた高齢受給者証は発行されませんので、医療機関等を受診する際は資格確認書のみ提示してください。
- 75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日が有効期限となります。
- 70歳の誕生日を迎えられる方には、誕生日の翌月(1日生まれの方は当月)から適用される負担割合が記載された資格確認書を改めてお送りします。

国民健康保険 資格確認書	
記号	
氏名	
生 年 月 日	
適用開始年月日	
交 付 年 月 日	
性別	
負担割合 2 割	
世 帯 主 氏 名	
住所	
保険者番号	

70歳以上の方は負担割合が記載されます

資格確認書の有効期限について

今回お送りした資格確認書の有効期限は、**令和8年7月31日まで**です。
ただし、年齢等によって有効期限が異なりますのでお送りした資格確認書をご確認ください。

◆ 資格確認書の有効期限が異なる方(例)

- 令和8年7月1日までに70歳の誕生日を迎える方
- 令和8年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方
- 令和8年7月31日までに在留期限を迎える方



マイナ保険証のご利用をご検討ください

マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意していただくことで、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられるなどのメリットがあります。マイナ保険証の利用には事前に利用登録が必要です。利用を希望する方は下記をご確認ください。

マイナ保険証の登録方法(※マイナ保険証の利用登録は任意です)

STEP1

マイナンバーカードを申請

次の①～③いずれかの方法で申請できます

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵送による申請
- ③ まちなかの証明写真機から申請

STEP2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

次の①～③いずれかの方法で登録できます。

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

- マイナ保険証の利用登録を行った場合でも、お送りした資格確認書は券面情報に変更がない限り、記載されている有効期限まで利用できます。カードリーダーのトラブル等でマイナ保険証が利用できない場合は資格確認書をご利用ください。
- マイナ保険証の利用登録後は、資格確認書は新たに交付されません。お手元の資格確認書は有効期限まで利用できます。
- 支援措置等の申請をしている方は、マイナ保険証は利用できません。医療機関等を受診する際は、お送りした資格確認書をご利用ください。

よくある質問

Q 家族の分が同封されていなかったのですが

A マイナ保険証の登録状況により、発送物が異なるため、別の郵便で届く場合があります。
なお、今回の発送対象者は調布市国民健康保険の被保険者に限ります。

Q 有効期限の切れた保険証等はどうしたら良いですか

A ハサミなどで細断のうえ破棄していただきますようお願いいたします。

Q 現在国民健康保険に加入していないのですが

A 本通知は令和7年6月17日時点のデータを基に作成しております。既に国民健康保険をやめる
お手続きをされている方につきましては、破棄していただきますようお願いいたします。
やめるお手続きがお済みでない方は、下記を参照のうえお手続きください。

既に会社の健康保険等に参加している方へ

国民健康保険をやめる手続きは自動的には行われません。職場の健康保険に加入
しても、必ずやめる手続きが必要です。
やめる手続きが完了するまでは、引き続き国民健康保険税の課税対象となります。

手続き方法	必要なもの	備考
オンライン	- 新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1) - マイナンバーカード 「スマートフォン」または「パソコンとカードリーダー」	詳細は市ホームページをご確認ください。 
郵送	- 新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1) - 国民健康保険異動届(注2)	送付先 〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1 調布市役所保険年金課資格担当宛
窓口	新しい健康保険の加入日が分かるもの(注1)	

(注1)国民健康保険をやめる方全員分が必要です。(注2)調布市ホームページよりダウンロードできます。

お問合せ先

- 調布市国民健康保険の保険証・資格確認書について
・調布市 保険年金課 資格課税係 ☎050-1720-3706
- マイナンバーカードに関するお問合せ
・マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
(平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30)

マイナンバーカードの健康保険証利用について、
詳しくは厚生労働省webサイトでもご確認いた
だけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索